

(書類提出日) 令和 年 月 日

新潟大学長 殿

※独立生計者及び留学生は「学資負担者記入欄」を空欄にしてください。

(現在の家庭の状況及び入学料の支払いが困難な理由を、申請者本人が詳細に記入すること。)

以上の理由により入学料免除・徴収猶予の許可を受けたいので、学資負担者同意の上、所定の書類を添えて申請します。

- 独自制度-1

＜入学料免除及び徴収猶予申請書 記入要領＞

入学料免除及び徴収猶予申請書は、選考上重要な資料となりますので、以下の注意事項を熟読した上で、作成してください。

1. 記入すべきことが書かれていないものや判読困難なもの等、不備があるものは、選考から除外します。また、記入内容に事実との相違が判明した場合は、許可後であってもその許可を取り消すことがありますので、正確に記入してください。
2. 書類はすべてボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可）
3. 令和7年10月1日時点の状況を記入してください。
「現住所」欄について、書類提出時点で令和7年10月1日時点の住所が未定の場合は、書類提出時点の現住所を記入してください。
4. 書類提出日は、実際に書類を提出する日を記入してください。
5. □欄は、該当するものに✓印を付けてください。
6. 「申請区分」欄は、当てはまる理由のいずれか一つに必ず✓印を付けてください。
7. 「申請者記入欄」と「学資負担者記入欄」は、それぞれ本人が自署してください。筆跡が同じ場合は書類不備として扱います。
8. 「学資負担者記入欄」は、原則、父母のいずれかの情報を記入してください。
学資負担者に父母を選定することができない場合は、親族等の主たる支援者（祖父母、おじ、おば等）を選定してください。
ただし、以下の場合においては、「学資負担者記入欄」は空欄で構いません。
①社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して（または養育されて）いた場合
②父母と死別し（または生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず）祖父母、おじ、おば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
③申請者自身が結婚しており、申請者自身の配偶者を扶養している場合
9. 独立生計者及び留学生は、「学資負担者記入欄」を空欄にしてください。
なお、独立生計者として申請するには、令和7年10月1日現在において次のア～ウのいずれにも該当していることが条件となります。

ア. 父母等の扶養親族でない者（健康保険証の写等で確認します。）

イ. 父母等と別居している者（住民票で確認します。）

ウ. 本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

・前年1月1日以前から令和7年10月1日時点において、継続して勤務している場合は、前年の給与収入が150万円以上（源泉徴収票の写で確認します。）

・前年1月2日以降に就職・転職し、令和7年10月1日時点において勤務している場合は、「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上（給与支払（見込）証明書で確認します。）

10. 申請理由は、単に「経済的に困窮しているため」というような漠然とした書き方ではなく、具体的に記入してください。具体性に欠ける申請理由では受理しません。